

## 深谷市ホームページバナー広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、深谷市ホームページ広告掲載要綱に基づき、深谷市(以下「市」という。)が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (バナー広告の掲載位置等)

第2条 バナー広告掲載位置、枠数、規格及び掲載料金は、市長が指定する。

2 市は、市ホームページのレイアウト変更などにより、広告掲載位置を変更することができる。

### (バナー広告の掲載期間)

第3条 バナー広告を掲載する期間は1箇月単位とする。

2 掲載は、原則として該当月最初の市役所開庁日の午後5時まで開始し、掲載終了月の翌月最初の市役所開庁日の午後5時までに終了する。

3 連続して掲載する場合は、年度を超えての申し込みは認めないものとする。

### (バナー広告の表示内容)

第4条 バナー広告のデザイン、内容、色彩等は、ホームページのイメージを損なうことのないよう留意するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分に確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくすること

(2) 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行うこと

### (禁止する表現)

第5条 次に掲げる表現は、禁止する。

(1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模

した表現

- ( 2 ) アラートマーク（警告表示）を模した表現
  - ( 3 ) テキストボックスを模した表現
  - ( 4 ) プルダウンメニューを模した表現
  - ( 5 ) 市の実施する事業名に類似した表現又は市が推奨するかの  
ような印象を与える表現
  - ( 6 ) その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者  
に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現
- ( バナー広告掲載希望者の募集 )

第 6 条 バナー広告掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報紙に掲載して公募するものとする。

( バナー広告掲載の申し込み )

第 7 条 バナー広告掲載を希望する者は、掲載開始日から起算して 30 日前までに、深谷市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）を市に提出しなければならない。ただし、広告の掲載開始希望日の 30 日前を過ぎても、掲載枠に空きのある場合は、この限りではない。

( バナー広告掲載の決定 )

第 8 条 市長は、前条の規定により申し込みがあった場合、その掲載の可否を、深谷市ホームページ広告掲載要綱（以下「市掲載要綱」という。）第 3 条の規定に基づき決定し、深谷市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第 2 号）により、バナー広告掲載を希望する者へ通知するものとする。

2 市長は、枠数を超えてバナー広告掲載の申し込みがあった場合、公共性、地域性の高いものを優先して選定することができる。

( バナー広告の提出 )

第 9 条 広告掲載決定通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、その責任及び負担において作成した広告の原稿及び電子データを、掲載開始日から起算して 7 日前までに、市に提出しなければならない。

2 市は、提出されたバナー広告案の内容が第3条及び第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(バナー広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、バナー広告掲載料を市が指定する期日までに納付しなければならない。

(バナー広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取消しすることができる。

(1) 市掲載要綱第3条の規定に反すると判断したとき

(2) その他、バナー広告を掲載することが適切でないときと市が判断したとき

(バナー広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合によりバナー広告の掲載を取下げることができる。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取下げるときは、広告主は、深谷市ホームページ広告掲載取下書(様式第3号)により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 第11条に規定する広告掲載を取り消した場合又は、第12条に規定する広告掲載を取下げた場合、その他いかなる場合においても納付済みの広告料は返還しないものとする。

(バナー広告の変更)

第14条 広告主は、バナー広告の掲載期間が複数月の場合は、1箇月単位で当該バナー広告の内容を変更することができる。

2 広告主が前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して30日前までに、広告の原稿及び電子データを、市に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微な場合はこの限りではない。

(リンク先の変更)

第15条 広告主が、リンク先のURLを変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、市に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する

